

※即時交換を解除する場合のみに作成・提出する書類です※

省エネ住宅ポイント

(別紙・指定)

共通

即時交換における委任解除合意書

申請者(以下、「甲」という。)と、契約事業者(以下、「乙」という。)とは、即時交換申請書に基づく委任(以下、「即時交換の委任」という。)について、平成 年 月 日(以下、「解除日」という。)をもって解除することを合意する。

甲と乙とは、解除日をもって即時交換の委任が解除されたことを相互に確認し、当該解除によって甲若しくは乙又は第三者に損害が発生したときは、甲と乙とがそれぞれの責任と費用において処理することとする。

平成 年 月 日

甲(申請者)


住 所 〒 -

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙(契約事業者)

住 所 〒 -

名 称 \_\_\_\_\_ 印

 本合意書は、即時交換の委任を解除した後、事務局に提出するものです。ただし、事務局が振込の手続きを完了している場合、原則解除できません。

 原本を事務局に提出し、申請者・契約事業者はそれぞれコピーを保管してください。

省エネ住宅ポイント事務局

ナビダイヤル **0570-053-666** (通話料がかかります) | 9:00~17:00  
※一部のIP電話からは 03-4334-9381 (土・日・祝含む)  
ホームページ <http://shoenejutaku-points.jp>